



消防

春の火災予防運動について

令和7年春の火災予防運動を次のとおり実施します

目的 この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

実施期間 4月20日(日)～30日(水)

重点目標

- ・ 特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底

- ・ 放火火災防止対策の推進
- ・ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ・ 多数の人が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
- ・ 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- ・ 地震火災対策の推進



岡紋別地区消防組合消防署雄武支署
☎0158・84・2052

林野火災予防強調期間について

雪が解け、気温の上昇とともに空気が乾燥する4月から6月は、林野火災の危険期間です。

林野火災の原因は、「ごみ焼や」「たばこ」など人為的要因がほとんどであり、注意することで防ぐことができるものです。

雄武町では「林野火災予防強調期間」を5月1日から6月15日に設定する予定です。この期間中、林野火災予防巡視員を配置し、林野火災予防に努めています。

町民の皆さまにおいては野山に入る際は火の取り扱いに十分注意してください。

かがえのない貴重な森林を守るため、ご協力をお願いします。

岡産業振興課林務係



社会福祉

交通費助成券（ハイヤー券）の交付について

対象者に町からハイヤー券を簡易書留で郵送します。

令和6年度にハイヤー券を受け取られた方は申請不要です。

なお、今年度、新たに対象となる方は窓口で手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※転居、転出で住所に変更があった場合、窓口で手続きが必要となります。

●令和7年度新規申請に係る共通事項
必要書類 生年月日が確認できる書類（マイナンバーカードなど）、各種手帳

申請場所 役場庁舎別館社会福祉係 窓口

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合については、交付できない場合があります。

【ハイヤー券について】

- ・ ハイヤー券は1回の乗車につき1枚のみ（初乗料金分）使用できます。
- ※ハイヤー券を使用し乗車料金に不足がある場合は不足料金をお支払いください。
- ※ハイヤー券の交付を受けた方以外

の方が使用したときは、助成を停止します。

●高齢者交通費助成
対象者

- ・ 雄武町に住所を有する在宅の75歳以上の方で、自動車を持していない方
- ・ 70歳以上の独居の人で、自動車を有していない方
- ・ 高齢者世帯（70歳以上のみの世帯）に属する方で、自己および配偶者が自動車を有していない方
- ・ 70歳以上で、自動車運転免許証を自主返納した方

交付枚数

▼上沢木、中雄武（西中雄武）、上雄武、北幌内

- ・ 単身者48枚
- ・ 夫婦世帯72枚（1人36枚）

▼新沢木、元沢木、栄丘、共栄、中雄武（東中雄武）、魚田、豊丘、青葉、音稲府、幌内

- ・ 単身者36枚
- ・ 夫婦世帯54枚（1人27枚）

▼その他行政区

- ・ 単身者24枚
- ・ 夫婦世帯36枚（1人18枚）

●重度身体障害者ハイヤー料金助成対象者

- ・ 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた方で、下肢障害者、体幹機能障害者、視覚障害者の方
- ・ 療育手帳（A判定）の交付を受けた方

交付枚数 全行政区 48枚

岡地域福祉課社会福祉係

国保病院からのお知らせ

～常勤医師の着任について～

令和7年4月1日付けで国保病院に
おおの ぎいちろう 大野 義一郎医師が着任いたしました
のでお知らせします。

岡雄武町国民健康保険病院
☎0158-84-2517

高齢者等入浴優待券の交付について

対象者に町から入浴優待券を簡易書留で郵送します。

令和6年度に入浴優待券を受け取られた方は申請不要です。

なお、今年度、新たに対象となる方は窓口で手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※転居、転出で住所に変更があった場合、窓口で手続きが必要となります。

対象者

- ・ 満70歳以上
- ・ 身体障害者手帳1級、2級
- ・ 療育手帳A判定
- ・ 精神障害者手帳1級

交付枚数 12枚

必要書類 生年月日が確認できる書類（マイナンバーカードなど）、各種手帳

申請場所 役場庁舎別館地域福祉課 社会福祉係

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合については、交付できない場合があります。



岡地域福祉課社会福祉係

児童扶養手当額改定について

児童扶養手当の額は、毎年、全国消費者物価指数の実績値に基づき改定されています。

令和7年度につきましては、次のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

本体額（第1子）

- ・ 全部支給（月額） 4万6690円
- ・ 一部支給（月額） 4万6680円～1万1010円

第2子加算額

- ・ 全部支給（月額） 1万1030円
- ・ 一部支給（月額） 1万1020円～5520円



岡地域福祉課社会福祉係

特別児童扶養手当制度について

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母（どちらか所得の高い人が受給者となります）、父母以外の者が児童を養育している人に手当が支給されます。

ただし、次の場合は手当が支給されません。

- ・ 父母などに監護されていない（施設入所など）とき
- ・ 障がい児が日本国内に住所を有し

ないとき

- ・ 障がい児が当該障害を支給事由とする年金を受給しているとき（ただし全額支給停止の時を除く）（20歳未満で就労し、厚生年金加入者が交通事故などで障害となった場合など※障害厚生年金の取扱いによる）
- ・ 当該父母が、日本国内に住所を有しないとき

児童の障害等級

▼1級 身体障害者手帳1級と2級の1部、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級がおおむね該当

▼2級 身体障害者手帳2級の1部と3級、4級の1部、療育手帳の判定がB、精神障害者保険福祉手帳2級がおおむね該当

※いずれも、診断書などをもとに北海道にて判定を行います。

※これらは目安であり、手帳を保有している必要はありません。

新規認定請求の際の必要書類など

- ・ 認定請求書
- ・ 住民票（請求者および対象児童の属する世帯全員のもの。里親の場合は対象児童が同一の住民票に属しているもの。共通事項として、記載事項は個人番号を含めてすべて省略しないもの）
- ・ 戸籍謄本または抄本（請求者および対象児童のもの。外国人の場合は該当なし）
- ・ 診断書など（手帳保有者は、診断

書を省略できる場合あり）

- ・ 口座振替申出書（金融機関の証明印を受ける必要あり）
- ・ 支給に係る調査などのための同意書・通帳の写し（請求者のフリガナと同一の口座名義のもの）

※認定請求書、診断書など、口座振替申出書、受給資格に関する同意書の用紙は地域福祉課社会福祉係窓口にあります。

※診断書は、申請日からおおむね2か月以内に発行されたものに限ります。診断書などを除き、必要書類は発行（作成）から1か月以内のものに限ります。

※個々の状況に応じて、前記の必要書類以外の書類を要する場合があります。

手当額

1級 5万6800円
2級 3万7830円

手当は年3回、4か月分ずつ支給され、12・1・2・3月分が4月11日、4・5・6・7月分が8月8日、8・9・10・11月分が12月11日に支給されます。

※受給資格の喪失時などは、支給日を待つことなく随時払となります。



岡地域福祉課社会福祉係